

重要事項説明書

【訪問リハビリテーションの内容と目的】

退院（退所）後の、ご自宅での生活に不安がある方や、日常生活に支障を来している方、又は、予測される方を対象とし、具体的には、心身の不自由さと生活の評価、日常生活動作練習とそれに関連する活動、外出等に関わる練習、家族・本人への精神的サポートや介護指導、住宅改修・福祉用具への助言や提案などを行います。

【従業員の体制】

・訪問リハビリテーションスタッフ

理学療法士：2名 作業療法士：3名 言語聴覚士：1名

【利用時間】

・40分～1時間程度

（当院では40分[20分×2]を基本にしております。）

【利用可能な日時と回数】

・月曜日から土曜日の午前・午後（9：00～17：00の間）

・2回以上／1週間

【通常の事業の実施地域】

通常の訪問区域は、宇城市（三角町・不知火町）、上天草市（大矢野町・松島町）、宇土市（網田町）等とする。

【サービス内容に関する苦情等相談窓口】

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	五十嵐 稔浩（在宅リハビリテーション室室長）
	利用時間	9：00～16：30
	電話番号	0964-53-1611

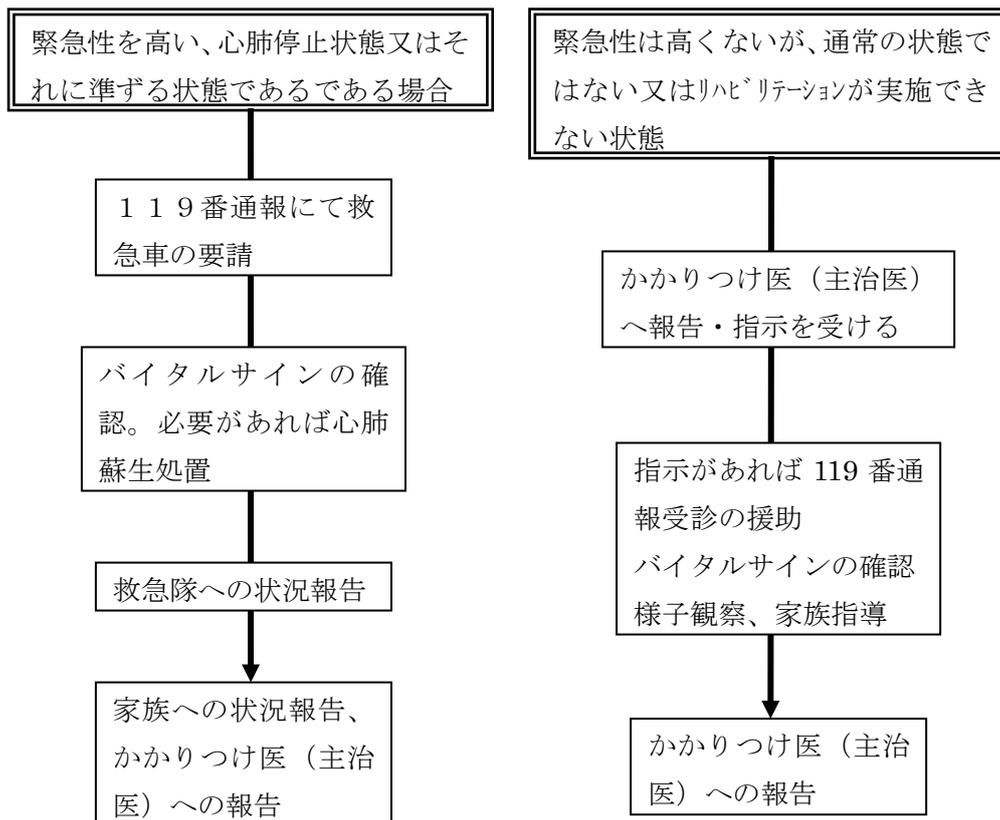
公的機関にも相談窓口がございます。

熊本県庁	窓口	高齢者支援総室
	利用時間	8：30～17：15（平日）
	電話番号	096-333-2215
宇城市役所	窓口	健康福祉部高齢介護課
	利用時間	8：30～17：15（平日）
	電話番号	0964-32-1406
上天草市役所	窓口	健康福祉部高齢者ふれあい課
	利用時間	8：30～17：15（平日）

	電話番号	0969-28-3378
宇土市役所	窓口	保険課介護保険係
	利用時間	8:30~17:15 (平日)
	電話番号	0964-22-1111 (内線 2151)
熊本県国民健康保険団体連合会	窓口	介護サービス苦情・相談窓口
	利用時間	9:00~17:00 (平日)
	電話番号	096-214-1101

【緊急時等における対応方法】

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、かかりつけ医や主治医の指示に従い対応します。その後、緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。



1.0 防災および災害発生時の対応などについて

(1) 利用者および利用者の後見人または利用者の家族は事業所に対して、居住する地域の洪水・土砂・浸水など危険想定区域に関する情報を提供します。

災害発生時の被害想定区域：土砂・洪水 津波 高潮 その他

- (2) 利用者および利用者の後見人または利用者の家族は事業所に対して、防災及び災害発生時の避難場所・方法についての情報を提供します。
- (3) 事業所は、利用者およびスタッフの安全を最優先に、防災・災害発生時の対応指針に基づき対応します。
- 土砂災害に関する情報・避難情報など警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令された場合、利用者・スタッフの安全確保の観点から営業を中止・中断することがあります。
 - 訪問中などの業務中に、警戒レベル4（避難指示）以上などが発令された場合や、浸水など危険が予測される場合は、業務を中止し利用者・スタッフの安全を確保するための対応を行います。
 - 利用者の避難所などへの避難（移動）については、原則ご家族・キーパーソンの責任において行ってください（緊急時の場合を除く）。
 - 当院は救急指定病院であるため災害時の避難所としての指定は受けておりません。避難所など安全な場所へのご移動をお願い致します。
- (4) 防災および災害発生時の対応については緊急連絡先（ご家族など）へ連絡します。

【利用料金】（単位：円） ※1 下記には自己負担額の目安を明記しております。

※2 下記の料金は訪問リハ一回の目安です。

<要支援及び要介護者認定者の自己負担の目安>

退院から1ヶ月～3ヶ月以内：

$614(307/20分 \times 2) + 200 + 12(6 \times 2) + 17 = 843$ 円

退院から3ヶ月以降：

$614(307/20分 \times 2) + 12(6 \times 2) + 17 = 643$ 円

<1ヶ月の自己負担金の目安>

※1ヶ月の利用回数が8回の場合（利用回数によって自己負担金は変動します）

・退院から1ヶ月～3ヶ月以内：

$843 \times 8 = 6744$ 円 + (483 又は 213 円)

・退院から3ヶ月以降：

$643 \times 8 = 5144$ 円 + (483 又は 213 円)

※利用料金は、乙が指定する、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に口座名義・口座番号等の記載、銀行印の捺印頂き、毎月28日に指定口座より引き落とされます。（銀行口座の残高不足が無いようにご注意ください。）

【事業所における個人情報の利用目的について】

事業所では、利用者の尊厳を守り、安全に配慮したサービス提供のために、お預かりしている個人情報についての利用目的を以下の通り定めます。

(1) 介護サービスの提供に必要な利用目的

(事業所内部での利用目的)

- 事業所が利用者などに提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に関わる事業所の管理運営業務のうち
 - ・開始中止の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故などの報告
 - ・当該利用者の介護、医療サービスの向上
 - ・その他当該施設の管理運営業務に関する利用

(2) 他の事業所などへの情報提供を伴う利用目的

- 事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所などとの連携(サービス担当者会議等)、照会依頼への回答。
 - ・利用者の診療などにあたり、外部の医師などの意見や助言を求める場合
 - ・検体検査業務委託およびその他の業務委託
 - ・家族などへの心身の状況説明
- 介護保険業務のうち
 - ・保険業務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関または保険者からの照会依頼への回答
- 損害賠償保険などに関わる保険会社などへの相談または届出など

(上記以外の利用目的)

(1) 事業所内部での利用に関わる利用目的

- 事業所の管理運営業務の内から
 - ・医療、介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - ・事業所において行われる学生の実習への協力
 - ・事業所において行われる事例研究

(2) 他の事業所などへの情報提供に関わる利用目的

- 事業所の管理運営業務のうちから
 - ・外部審査機関への情報提供